

議会運営委員会の概要

1 常任委員会発議の意見書（案）について

- ・政策調査室長から、常任委員会発議の意見書案は、「新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書（案）」の1件である旨の説明があり、了承された。

2 議員の派遣について

- ・事務局次長から、資料「議員派遣一覧表（案）」のとおり説明があり、本会議に諮ることについて了承された。

3 討論の通告について

- ・議事調査課長から、議第179号「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、渡辺ゆり子議員より、反対討論を行いたい旨の発言通告書が出されていることが説明された。
- ・討論時間について協議が行われ、3分以内とされた。

4 議事日程第5号について

- ・議事調査課長から、資料「会議順序表」により本日の議事日程等の説明があり、了承された。

5 山形県議会機能強化推進会議の検討結果報告書について

- ・奥山委員長から、議会機能強化推進会議に検討を依頼していた課題について、同会議としての見直し案などをまとめた検討結果報告書を同会議の森田座長から受領したことが報告された。
- ・また、奥山委員長からは、検討結果報告の内容を尊重する形で、今後、具体的な見直しに入り、2月定例会中の議会運営委員会で関連規程の改正等の協議を行う旨の説明があり、了承された。

6 閉会中の委員会の開催について

- ・議事調査課長から、資料「閉会中の委員会の開催について（案）」により説明があり、了承された。

7 その他

（なし）

8 次回議運開催日時

1月21日（火） 午前10時

9 本日の開議時刻

議会運営委員会閉会后、直ちに開議することが決定された。

議 会 運 営 委 員 会 協 議 事 項

令和元年 12 月 20 日（金）

午 前 10 時

- 1 常任委員会発議の意見書（案）について
- 2 議員の派遣について
- 3 討論の通告について
- 4 議事日程第 5 号について
- 5 山形県議会機能強化推進会議の検討結果報告書について
- 6 閉会中の委員会の開催について
- 7 その他
- 8 次回議運開催日時
令和 2 年 1 月 21 日（火）午前 10 時
- 9 本日の開議時刻

意見書(案)

新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書

農業を取り巻く環境は、農地面積の減少、農業者の減少・高齢化、TPP11、日EU・EPA等の経済連携の進展、度重なる自然災害や鳥獣被害への対応など多くの課題を抱えている。

現在、政府は、令和2年3月を目途として、今後10年程度を見通した農政の中長期的なビジョンを示す新たな「食料・農業・農村基本計画」(以下「次期基本計画」という。)の策定作業を進めている。

こうした中、今後とも国産農畜産物の安定供給を確保し、持続可能で豊かな食生活を守り続けるためには、農業者が将来に希望を持ち、安心して従事できるよう生産基盤の維持・強化及び国産農畜産物等に対する消費者の信頼と理解の拡大が必要不可欠である。

よって、国においては、食料安全保障に資する基本政策の確立に向け、次期基本計画の策定にあたり、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 現行計画及び関連施策の十分な検証を行い、同計画が掲げる食料自給率目標が確実に達成されるよう、生産基盤の強化等に向けた施策を構築すること。また、生産努力目標の設定にあたっては、農地面積及び農業就業者数の減少傾向に歯止めをかける高い目標の設定を行うこと。
- 2 国産農畜産物等に対する消費者の信頼と理解の拡大に向け、原料・原産地表示制度の中食・外食への拡大など、食の安全・安心に関わる環境整備を行うとともに、食農教育の実践及び取組みの強化と食料・農業・農村に関する「統一運動週間」を制定するなど、新たな国民運動の展開を図ること。
- 3 家族農業及び中小規模農家の経営維持・継承に係る支援を強化するとともに、基幹的農業従事者や法人経営体等だけでなく、多様な農業経営が維持され発展するような将来像を次期基本計画に併せて作成する「農業構造の展望」に具体化すること。
- 4 農林水産物及び食品の輸出に係る新たな目標及び戦略を策定し、その実現に向けて官民一体となった取組みを進めるとともに、生産基盤の強化や流通の合理化などの農業者及び産地の所得増大につながる政策を具体化し強化すること。
- 5 地域振興対策の充実により、特に農業者の減少・高齢化が進む中山間地域等の就農を確保し、特色ある農産物生産に対する支援の強化や日本型直接支払制度の中山間地域等直接支払制度について交付水準を引き上げ、農地維持や環境保全のみならず地域の防災・減災機能の維持・向上につなげること。
- 6 持続可能な災害に強い農業づくりを次期基本計画に具体化するとともに、鳥獣被害対策の取組みを強化すること。
- 7 農福連携や外国人材の活用、スマート農業を推進し、その目指す姿を次期基本計画に併せて作成する「農業構造の展望」及び「農業経営等の展望」に具体化すること。
- 8 国産農産物の安定供給及び価格安定、農業者の所得確保の観点から、経営所得安定対策、野菜価格安定制度及び収入保険制度を推進すること。また、種子等遺伝資源に関する総合的な知財戦略を構築すること。
- 9 農業協同組合等関係団体を次期基本計画において適切に位置付け、政策を推進すること。また、農業者等にかかる統合データを整備し共有を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 へ
農林水産大臣

山形県議会議長 金澤 忠一

以上、発議する。

令和 年 月 日

提出者 山形県議会農林水産常任委員長 島津 良平

議員派遣一覧表(案)

令和元年12月20日

| 番号 | 内 容 |
|----|---|
| 24 | <p>令和元年度北海道・東北六県議会議員研究交流大会</p> <p>(1) 目 的 北海道・東北六県議会議長会が主催する同大会に出席するため</p> <p>(2) 場 所 福島県</p> <p>(3) 期 間 令和2年1月24日(金)</p> <p>(4) 議 員 名 菊池大二郎、原田和広、高橋淳、相田光照、遠藤和典、五十嵐智洋、菊池文昭、渋間佳寿美、佐藤聡、矢吹栄修、小松伸也、渡辺ゆり子、鈴木孝、坂本貴美雄、星川純一</p> |

令和
平成 元年 12月 19日

山形県議会議長 殿

山形県議会議員 渡辺 ゆり子



発 言 通 告 書

今回の県議会において次のとおり発言したいので通告します。

| 発言の種別 | 質疑 一般質問 <u>討論</u> (賛成・ 反対) | 一身上の弁明 |
|---|--|--------|
| 発言の趣旨 | 答 弁 者 | |
| <p>議第179号 山形県 特別職の職員に給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について に反対する。</p> <p>理由</p> <p>県民に景気回復の実感はない。地震・台風の災害被害、そして10月からの消費税増税は暮らしと地域経済に打撃を与えている。</p> <p>このような状況で特別職の期末手当の引き上げは県民の理解が得られない。</p> | | |

会 議 順 序 表

[議事日程第5号]

令和元年12月20日(金)

| | 会 議 ・ 議 事 順 序 | 採決方法 |
|---|--|-------------------|
| 1 | ○ 議会運営委員会 (議事日程第5号、その他) | |
| 2 | <p style="text-align: center;">< 開 議 ></p> <p>○ 議案及び請願上程 (議第171号から議第198号までの28件及び請願)</p> <p>○ 常任委員長報告</p> <p style="margin-left: 20px;">文 教 公 安 常任委員長 厚 生 環 境 常任委員長 農 林 水 産 常任委員長 商 工 労 働 観 光 常任委員長 建 設 常任委員長 総 務 常任委員長</p> <p>○ 討 論</p> <p style="margin-left: 40px;">23番 渡 辺 ゆり子 議員</p> <p>○ 議案採決</p> <p style="margin-left: 40px;">(1) 議第179号 (2) (1)を除く27議案</p> <p>○ 請願採決</p> | 起 立 簡 易 簡 易 |
| 3 | ○ 意見書案上程・採決 (発議第17号) | 簡 易 |
| 4 | ○ 議員の派遣について上程・採決 | 簡 易 |
| 5 | ○ 議長あいさつ < 閉 会 > | |

議 事 日 程 (第 5 号)

令和元年12月20日(金) 午前10時開議

- | | | |
|------|--------|---|
| 第 1 | 議第171号 | 令和元年度山形県一般会計補正予算 (第4号) |
| 第 2 | 議第172号 | 令和元年度山形県土地取得事業特別会計補正予算 (第1号) |
| 第 3 | 議第173号 | 令和元年度山形県流域下水道事業特別会計補正予算 (第2号) |
| 第 4 | 議第174号 | 令和元年度山形県港湾整備事業特別会計補正予算 (第2号) |
| 第 5 | 議第175号 | 令和元年度山形県電気事業会計補正予算 (第1号) |
| 第 6 | 議第176号 | 令和元年度山形県工業用水道事業会計補正予算 (第1号) |
| 第 7 | 議第177号 | 令和元年度山形県水道用水供給事業会計補正予算 (第2号) |
| 第 8 | 議第178号 | 令和元年度山形県病院事業会計補正予算 (第1号) |
| 第 9 | 議第179号 | 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の 制定について |
| 第 10 | 議第180号 | 山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 第 11 | 議第181号 | 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 12 | 議第182号 | 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 13 | 議第183号 | 山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の設定について |
| 第 14 | 議第184号 | 山形県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 15 | 議第185号 | 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 16 | 議第186号 | 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 17 | 議第187号 | 山形県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ いて |
| 第 18 | 議第188号 | 都市計画街路事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 19 | 議第189号 | 下水道事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 20 | 議第190号 | 道路事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 21 | 議第191号 | 急傾斜地崩壊対策事業 (単独) に要する費用の一部負担について |
| 第 22 | 議第192号 | 街路整備事業新内橋製作架設工事請負契約の一部変更について |
| 第 23 | 議第193号 | 当せん金付証券の発売について |
| 第 24 | 議第194号 | 山形県産業創造支援センターの指定管理者の指定について |
| 第 25 | 議第195号 | 山形県源流の森の指定管理者の指定について |
| 第 26 | 議第196号 | 山形県生涯学習センター等の指定管理者の指定について |
| 第 27 | 議第197号 | 山形県飯豊少年自然の家の指定管理者の指定について |
| 第 28 | 議第198号 | 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が達成すべき業務運営に関する 目標を定めることについて |
| 第 29 | 請願 | |
| 第 30 | 発議第17号 | 新たな食料・農業・農村基本計画に関する意見書 |
| 第 31 | 議員の派遣 | について |

請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和元年 1 2 月定例会

| 区 分 | 番 号 | 受 理 年月日 | 関 係 委員会 | 件 名 | 提 出 者 | 紹 介 議 員 | 審 査 結果 | 措 置 |
|--------|--------|------------|------------|---|--|------------------------------------|-----------|------------|
| 請 願 | 6 | 元. 12. 3 | 総 務 | 2020年度県予算における、私学助成関係 予算の拡充について | 山形市上町一丁目 9-17 山形県私学助成をすすめる会 代表 渡邊 誠一 | 関、菊池（文）、 松田、青柳、石黒、 高橋（啓） | 継続 審査 | |
| 々 | 7 | 元. 12. 3 | 農 林 水 産 | 次期食料・農業・農村基本計画の見直し に関する件について | 山形市七日町三丁目 1 番16号 山形県農業協同組合中央会 代表理事長 長澤 豊 外 1 名 | 梶原、菊池（文）、 加賀、森谷、木村、 舩山、坂本、星川 | 採 択 | 意見書 提 出 |
| 々 | 8 | 元. 12. 3 | 厚 生 環 境 | 山形県立保健医療大学への柔道整復科の 設置について | 米沢市泉町一丁目 1 番34号 協同組合日本接骨師会山形県接骨師会 会長 吉田 謙悟 | 菊池（文）、木村 | 継続 審査 | |
| 々 | 9 | 元. 12. 3 | 厚 生 環 境 | 介護従事者の全国を適用地域とした特定 最賃の新設を求める意見書の提出につい て | 山形市青田南 6 番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁 | 関、松田、石黒、 高橋（啓） | 継続 審査 | |
| 々 | 10 | 元. 12. 3 | 厚 生 環 境 | 看護師の全国を適用地域とした特定最賃 の新設を求める意見書の提出について | 山形市青田南 6 番28号 山形県医療労働組合連合会 執行委員長 渡辺 勇仁 | 関、松田、石黒、 高橋（啓） | 継続 審査 | |

| 付 託 委 員 会 | 件 数 | 審 査 結 果 | | | |
|-----------|-----|---------|-----|------|-----|
| | | 採 択 | 不採択 | 継続審査 | 撤 回 |
| 総 務 | 1 | | | 1 | |
| 厚 生 環 境 | 3 | | | 3 | |
| 農 林 水 産 | 1 | 1 | | | |
| 計 | 5 | 1 | | 4 | |

継 続 審 査 請 願 審 査 結 果 一 覧 表

令和元年12月定例会

| 区分 | 番号 | 受 理 年月日 | 関 係 委員会 | 件 名 | 提 出 者 | 紹 介 議 員 | 審 査 結果 | 措 置 |
|--------|----|------------|------------|---------------------------|--|---------------------|-----------|-----|
| 請 願 | 3 | 元.6.13 | 商工労働観光 | 山形地方最低賃金の改善を求める意見書の提出について | 山形市木の実町12番37号 日本労働組合総連合山形県連合会 会長 水戸 吉一 | 松田、青柳、石黒、 高橋 (啓) | 継続 審査 | |

| 付 託 委 員 会 | 件 数 | 審 査 結 果 | | | |
|-----------|-----|---------|-----|------|-----|
| | | 採 択 | 不採択 | 継続審査 | 撤 回 |
| 商工労働観光 | 1 | | | 1 | |
| 計 | 1 | | | 1 | |

山形県議会機能強化推進会議 検討結果報告書(概要)

(1) 政策提言に向けた政策責任者協議会、特別委員会のあり方について

◎ 政策提言の充実に向け、特別委員会の運営や政策責任者協議会の役割・構成などを見直す。

① 特別委員会について

- ◎ 特別委員会の調査審議項目は、現在より若干絞った形で設定。
- ◎ 年度初め（4月、6月）の特別委員会で政策提言につなげる具体的なテーマを委員間で協議・選定し、議論をスタート。
- ◎ 執行部の出席要求は議論の進捗に応じて、あらかじめ設定した中から必要な職員が出席する形に変更。
- ◎ 正副委員長のリーダーシップのもと審議の充実に向けた委員会運営が必要。

② 政策責任者協議会について

- ◎ 政策提言の充実に資する諸事業（府省との意見交換会や全議員対象の研修会等）を企画・立案し、議会運営委員会に提示する役割を担任。併せて海外政策課題調査の議員報告会等を実施。
- ◎ 協議会のメンバーは、議会運営委員会の正副委員長と3特別委員会の正副委員長の8人。必要に応じて交渉会派の政務調査担当者が出席。
（議会運営委員会との連携を考慮し座長は議運委員長、これにより予算特別委員会の正副委員長の出席は求めない）

③ 政策提言会議について

- ◎ 次年度の3特別委員会の調査審議項目は、本会議の議決事項につき政策提言会議の所管から除外し、提言会議は政策提言の合意形成及び決定の場に特化。（2回開催から1回開催へ）

(2) 議案調査期間の確保に向けた見直しについて

① 定例会に提出が予定される案件に係る情報提供内容の充実について

- ◎ 定例会招集の概ね一週間前に開催される議会運営委員会において、定例会に提出を予定している全議案の案件名を記載した資料を提供するよう執行部に依頼する。
〔関係資料の記載内容〕
現 状：定例会提出案件（予定）の件数のみ記載
見直し案：件数のもととなっている提出予定の議案名を併記

② 決算提案時期について

- ◎ 決算の提案から審査までの期間については、継続課題として引き続き検討していくこととする。

③ 代表質問及び一般質問の発言通告締切日について

- ◎ 6月、9月、12月の各定例会における代表質問及び一般質問の発言通告について、提出締切日が開会日と同一日としている現状を見直す必要がある。

(3) 地域議員協議会の見直しについて

- ◎ 総合支庁の役割等が変化している現状を踏まえ、現行の年2回開催から以下の区分による開催に見直す。
- ◎ 地域の実情や課題に応じた協議や現場の事業進捗状況の共有ができるという現行の地域議員協議会のメリットを活かした運営とする。

① 統一開催（現行どおりの開催）

- ◎ 日程や会場等を議会運営委員会です承したうえで統一開催（11月頃）

② 地域開催

- ◎ 地域の実情や課題に応じて、開催内容を各地域の議員団と総合支庁が協議し、柔軟な形で実施。
- ◎ 総合支庁がこれまで実施している事業説明会等と併せて実施するなど、総合支庁の事務負担にも配慮。

山形県議会機能強化推進会議
検討結果報告書

令和元年12月18日

山形県議会機能強化推進会議

目 次

| | | |
|-----|--------------------------------|---|
| 1 | はじめに | 1 |
| 2 | 報告事項 | |
| (1) | 政策提言に向けた政策責任者協議会、特別委員会のあり方について | 2 |
| (2) | 議案調査期間の確保に向けた見直しについて | 4 |
| (3) | 地域議員協議会の見直しについて | 6 |
| 3 | おわりに | 8 |

[協議関係資料]

| | | |
|--------|------------------------------|----|
| 参考資料 1 | 政策提言に向けた政策責任者協議会・特別委員会等の見直し案 | 9 |
| | 政策提言の枠組み（現行） | 10 |
| | 政策提言の枠組み（見直し素案） | 11 |
| | 政策責任者協議会・特別委員会等のスケジュール案 | 12 |
| | 3 特別委員会に係るテーマ設定の具体的イメージ | 13 |
| | 本県における政策提言の実績 | 14 |
| | 本県における特別委員会の設置状況 | 15 |
| | 都道府県議会の特別委員会の設置形態について | 16 |
| | 都道府県議会特別委員会設置状況一覧 | 17 |
| 参考資料 2 | 山形県議会機能強化推進会議における検討結果（中間報告） | 18 |
| 参考資料 3 | 令和元年度山形県議会地域議員協議会開催要綱 | 21 |
| | 山形県地域議員協議会 見直しの考え方 | 22 |

[山形県議会機能強化推進会議関係資料]

| | | |
|------|-------------------------------|----|
| 付録 1 | 山形県議会機能強化推進会議設置要綱 | 23 |
| 付録 2 | 山形県議会機能強化推進会議委員名簿 | 24 |
| 付録 3 | 山形県議会機能強化推進会議の協議事項（第 1 回会議資料） | 25 |
| 付録 4 | 山形県議会機能強化推進会議の開催経過 | 26 |

1 はじめに

本県議会では、平成 26 年 12 月に「山形県議会基本条例」を制定し、県民の多様な意思を県政に反映させることにより地方自治の力を高めていく議会運営を目指し、議会改革に向けた取組みについて推進してきたところである。

基本条例の制定後は、議会活動への県民の参画を一層進めるため、生徒・学生との意見交換の開催や若者の視点での議会広報紙の発行などの広報・広聴活動を積極的に行い、県議会が県民により身近なものとなるよう努めている。

平成 31 年 4 月の改選後においても、県民から信頼される議会の実現に向け、議会機能を高める取組みなど議長が指定する議会全体としての課題について、議会運営委員会と連携を図りつつ多様な視点から検討する「山形県議会機能強化推進会議」が、令和元年 7 月 2 日（6 月定例会閉会日）に設置されたところである。

当会議には、「政策提言に向けた政策責任者協議会、特別委員会のあり方」、「議案調査期間の確保に向けた見直し」及び「地域議員協議会の見直し」の 3 点について検討が依頼され、これまで 7 回にわたり、情勢の変化や新たな課題を踏まえた一層の議会機能の強化に向けた協議を重ねてきた。

上記の協議事項のうち、「議案調査期間の確保に向けた見直し」に係る検討結果については、本年 9 月 30 日に中間報告を実施したところであるが、この度、他の協議事項に関する検討を終了したことから、検討結果報告書としてとりまとめ、議会運営委員長に報告するものである。

山形県議会機能強化推進会議座長

森 田 廣

2 報告事項

(1) 政策提言に向けた政策責任者協議会、特別委員会のあり方について

- ◎ 政策提言の充実に向け、特別委員会の運営や政策責任者協議会の役割・構成などを見直す。
- ◎ これまで同様、常設型の3特別委員会を設置し、次年度の予算反映だけにこだわらない骨太の施策を2月定例会で提言する。

[参考資料1] (P 9 ~13) 参照]

① 特別委員会について

- ◎ 3特別委員会の調査審議項目は、現在の「まち・ひと・しごと」に対応した広めのテーマ設定から、ある程度絞ったうえで、年間を通して議論が可能な中間的なテーマ設定とする。
- ◎ 委員間討議を中心とした運営とし、年度初め（4月、6月）の特別委員会で、政策提言につなげる具体的なテーマや提言の方向性などを検討する。
- ◎ 執行部の出席要求は、議論の進捗に応じて、あらかじめ設定した中から必要な職員が出席する形に変更する。
- ◎ 正副委員長のリーダーシップのもと審議の充実に向けた委員会運営が必要である。

② 政策責任者協議会について

- ◎ 引き続き、3特別委員会の調査事件（案）と政策提言（案）の検討・調整を行い、政策提言の充実資する諸事業（府省との意見交換会や全議員対象の研修会等）を企画・立案し、議会運営委員会に提示する役割を担う。併せて、海外政策課題調査の議員報告会等を実施する。
- ◎ 政策責任者協議会の構成メンバーは、議会運営委員会の正副委員長と3特別委員会の正副委員長の8人とする。必要に応じて交渉会派の政務調査担当者が出席する。（議会運営委員会との連携を考慮し、座長は議会運営委員長。予算特別委員会の正副委員長の出席は求めない。）

③ 政策提言会議について

- ◎ 次年度の3特別委員会の調査審議項目は、本会議の議決事項であるため、政策提言会議の所管から除外し、政策提言会議は政策提言の合意形成及び決定の場に特化する。（2回開催から1回開催へ）

【現状の課題・見直しの必要性】

- ・ 知事への政策提言は、平成13年度より本県独自の取組みとして実施し、当初は常任委員会を中心に進めてきたが、各会派が中心に進めた時期（平成15～22年度）を経て、平成24年度より3特別委員会を政策提言型の委員会として活性化し、その調査・審議の結果を踏まえ、政策責任者協議会で調整のうえ、全議員で構成する政策提言会議で決定する現行の形になった。〔参考資料1〕（P14）参照
- ・ 3特別委員会について、近年の「まち・ひと・しごと」に対応した広めのテーマは、調査事件が類似し提言内容が総花的になる傾向があることや、委員会では政策提言型の質問に限らず常任委員会同様の所管事項に関する質問が中心となり議論が拡散する等の課題があった。〔参考資料1〕（P15）参照
- ・ 政策責任者協議会について、政策提言案を検討・調整するだけでなく提言の充実に向けたより積極的な関与や、海外政策課題調査の成果を政策提言にどう反映させるかについて検討が必要となった。

【協議の経過・主な論点】

- ・ 全国の都道府県議会における特別委員会の設置形態は、本県議会同様、議員が一つの委員会に所属する常設型が多数を占め、引き続き「まち・ひと・しごと」に対応した常設型の3特別委員会を設置し、次年度の予算反映だけにこだわらない骨太の施策を2月定例会で提言することとした。〔参考資料1〕（P16～17）参照
- ・ 3特別委員会のテーマについて、広めのテーマ設定からある程度絞り年間を通して議論可能な中間的なテーマ設定とすることで焦点を絞った政策提言に結び付ける。より掘り下げた議論が展開されるよう委員間討議を中心とする委員会運営とし、年度初めの委員会では1年間議論するテーマや提言の方向性を検討し、執行部については、議論の展開に応じてあらかじめ設定した中から必要な職員を出席要求する形に変更する。
- ・ 常設型の3特別委員会を設置し委員間討議を中心とする委員会運営を行うためには、現地調査や研修会をはじめ審議の充実に向けて、さらなる正副委員長のリーダーシップが求められる。
- ・ 政策責任者協議会は、引き続き3特別委員会の調査事件案と政策提言案の検討・調整を行うとともに、府省との意見交換会等の議会諸事業を企画・立案し、議会運営委員会に提示するなど政策提言の充実に関わり付ける。
- ・ 3特別委員会の調査事件については、議員任期の最終年においてもあらかじめ検討が必要であること。また、海外政策課題調査に関連し、次年度の3特別委員会の仮テーマの早期設定、調査計画の確認、調査報告会の設定により政策提言の充実につなげる。
- ・ これらにより、会派協議会、議会運営委員会との関連性がより高まるとともに、充実した事業運営に向けて機動的な運営が求められることから、座長は、議会運営委員長が務め、予算委員会の正副委員長の出席は求めず、必要に応じて交渉団体の政務調査担当者の出席を求める。
- ・ 政策提言会議は、現在、3特別委員会の調査事件（案）の決定と政策提言決定のため2回開催しているが、調査事件（案）は、議会運営委員会発議により本会議で議決していること、政策提言（案）は、3特別委員会が1年間議論してまとめたものであることから、政策提言決定のための開催（1回）とする。

(2) 議案調査期間の確保に向けた見直しについて

① 定例会提出案件（予定）に係る情報提供内容の充実について

[参考資料2] (P18~20) 参照]

◎ 定例会招集の概ね一週間前に開催される議会運営委員会において、提出を予定している全議案の案件名を記載した資料を提供するよう執行部に依頼する。

〔関係資料の記載内容〕

現 状：定例会提出案件（予定）の件数のみ記載

見直し案：件数のもとになっている提出予定の議案名を併記

【現状の課題・見直しの必要性】

- ・ 本県議会では、定例会招集の概ね一週間前に開催される議会運営委員会（以下、「一週間前議運」）において、執行部から定例会での提出予定議案の件数や概要に関する説明を受け、定例会の会期や日程案を協議している。
- ・ 議案の提出は、定例会開会日の前日に行われている。
- ・ 開会日の本会議で知事の説明を聴取し、本会議終了後に議案説明会を開催し、執行部から議案の概要に関する説明を受けている。
- ・ このような流れの中で、代表質問及び一般質問の発言通告の提出締切日は開会日とされている。
- ・ 議案の提出時期及び提出予定議案に関する情報提供の時期や内容等について改善の余地はないか、全国の都道府県議会における状況と比較のうえ検討する必要がある。

【協議の経過・主な論点】

- ・ 本県議会の議案提出時期は、全国の都道府県議会に比較して遅くないが、議案提出前の情報提供に差があることを確認した。
- ・ 他県では、定例会の一週間前議運において全ての議案名を記載した資料を提供している例があることから、現状において、本県においても同様の形で、件数のもとになる提出予定の議案名を併記するよう執行部に協力を求める提案をすることとした。

【中間報告の実施】

- ・ 9月30日、上記のとりまとめ結果について、座長から議会運営委員長に対して中間報告という形で提出し、執行部への協力を依頼することとした。

② 決算の提案から審査までの期間について

◎ 決算の提案から審査までの期間については、継続課題として引き続き検討していくこととする。

【現状の課題・見直しの必要性】

- ・ 本県議会では、12月定例会の閉会日に決算が提案され、閉会中の決算特別委員会での審査の後、2月定例会の開会日に採決が行われていたが、審査の結果を翌年度予算案の審議に反映させるための提案時期の早期化が検討され、平成18年度から9月定例会閉会日の提案、閉会中の決算特別委員会での審査、12月定例会開会日に採決という日程としている。
- ・ 決算の提案から審査までの期間等について、さらなる改善の余地はないか、全国の都道府県議会における状況と比較のうえ検討する必要がある。

【協議の経過・主な論点】

- ・ 12月定例会の開会日に行っている決算の採決は、全国の都道府県議会と比較して遅くないことを確認した。
- ・ 決算の提案時期については、他県で9月定例会開会日などに実施している例があったことから、本県においても提案時期を早めることについて、さらに検討の余地がないかという視点で検討を行った。
- ・ 決算が提案されるまでの業務の流れやスケジュールについて執行部に照会した結果、現行の業務方法において決算書の調製や監査事務等の業務負担の増加を抑えながら日程を短縮することは、短期間の検討では困難であることがわかった。
- ・ このため、決算の提案から審査までの期間については、継続課題として引き続き検討していくこととする。

③ 代表質問及び一般質問の発言通告締切日について

◎ 6月、9月、12月の各定例会における代表質問及び一般質問の発言通告について、提出締切日が開会日と同一日としている現状の見直しが必要である。

【現状の課題・見直しの必要性】（6月、9月、12月の各定例会）

- ・ 代表質問及び一般質問の発言通告の提出締切日は、定例会の概ね一週間前に開催される議会運営委員会において決定し、代表質問の前日（提出締切日の2日後）の議会運営委員会で発言通告内容を報告している。
- ・ 現行の提出締切日は、開会日と同一日であるため、議案の説明を受けた後、質問内容を確認したり修正する時間が少ない。

【協議の経過・主な論点】（6月、9月、12月の各定例会）

- ・ 発言通告の提出締切日を開会日の翌日にするなど、現行日程の中において対応ができないか変更の検討を行う必要がある。

(3) 地域議員協議会の見直しについて

- ◎ 総合支庁の役割等が変化している現状を踏まえ、現行の年2回開催から以下の区分による開催に見直す。
- ◎ 地域の実情や課題に応じた協議や現場の事業進捗状況の共有ができるという現行の地域議員協議会のメリットを活かした運営とする。

[参考資料3 (P21~22) 参照]

① 統一開催（現行どおりの開催）

- ◎ 日程や会場等を議会運営委員会です承したうえで統一開催
- ◎ 開催時期は総合支庁の事業の進捗状況が明確になってくる11月頃とし、次年度の予算や計画を審議する12月定例会や2月定例会での審議に活かす。

② 地域開催

- ◎ 地域の実情や課題に応じて、開催内容（日時や場所、協議テーマ、出席する職員等）を各地域の議員団と総合支庁が協議し、柔軟な形で実施する。
- ◎ 総合支庁がこれまで実施している事業説明会等と併せて実施するなど、総合支庁の事務負担にも十分配慮する。

[地域議員協議会開催要綱の見直し]

上記の開催方式の見直しにあわせて、現行の地域議員協議会のメリットである「事業進捗等の情報共有」や「地域課題の把握」などを主眼に、開催要綱の目的を見直す。

山形県議会地域議員協議会開催要綱

現 状：各地域における行政課題や施策展開に係る幅広い調査・審議及び提言を通じ、総合支庁における施策・事業への反映を図る。

見直し案：県議会における審議に資するため、各総合支庁が実施主体となっている事業の進捗状況等を確認するとともに、各地域が抱える課題等の調査・審議を行う。

【現状の課題・見直しの必要性】

- ・ 平成 13 年度に総合支庁制度が創設されたことを受け、総合支庁における施策・事業への反映を図ることを目的に、同年に地域議員協議会が各総合支庁単位（村山、最上、置賜、庄内）に設置された。
- ・ 村山地域議員協議会については、「議員数が多く各議員の質疑時間が十分確保できず、審議が深まりにくい」などの課題があったことから、平成 24 年度から東南村山地域議員協議会と西村山・北村山地域議員協議会に再編している。
- ・ 総合支庁制度の創設から約 20 年が経過し、総合支庁の予算や権限等が変化してきていることや地域議員協議会の運営方法が各地域とも画一的な進め方になっていることなど、なお課題が見受けられる。

【協議の経過・主な論点】

- ・ 総合支庁の予算や権限等について、創設当初と直近の状況を比較し、総合支庁の予算や権限等が大幅に縮小していることを確認した。
- ・ 現行の運営方法の課題の把握にあたっては、第 3 回会議（9/13）に各地域議員協議会の委員長（全 5 名）の出席を求め、意見交換を実施した。
- ・ 地域議員協議会開催のメリットとしては、「総合支庁管内の議員が地域の課題や現場の事業進捗等の状況を共有できる」、「地域の特性や状況に詳しい議員と職員とで意見交換ができる」などが挙げられる一方で、「議員数が多い地域では、議員一人あたりの質疑時間が短い」、「総合支庁の予算や権限が大幅に縮小していることなどから議論が深まりにくい。」、「答弁者が偏っている。」などをあらためて確認した。また、「行政上の共通性が薄い地域で構成された協議会では、画一的な開催方法では議論がかみ合わない。」という意見も出された。
- ・ 様々な視点からの意見を参考に、地域議員協議会のあるべき姿について検討した結果、同協議会の意義を踏まえつつ、より柔軟な形式で審議が行えるよう年 2 回の開催を現行通りの「統一開催」と各地域の議員団と総合支庁が協議し柔軟な形で実施する「地域開催」の二つに分ける見直し案を提案することとした。

3 おわりに

議会運営委員長から検討の依頼がなされた「政策提言に向けた政策責任者協議会、特別委員会のあり方」、「議案調査期間の確保に向けた見直し」、「地域議員協議会の見直し」の三点については、いずれも既存の協議の場では容易に合意に至らなかった議会全体としての課題であったことから、当会議では世代や経験、地域等が異なる8名の委員による様々な視点からの自由闊達かつ熱心な協議を重ね、この度、一定の見直し案に関する方向性をとりまとめることができたところである。

7回にわたる協議の結果、議会の機能強化に向けた課題について新たな提案の検討を行う場としての役割を果たすことができたのは、当会議の委員各位の御理解・御協力の賜物であり、あらためて感謝申し上げる次第である。

今回の検討結果を踏まえた取組みについては、今後、その実現に向け議会運営委員会において具体的な制度設計や運用等の協議を進めていただくよう議員各位の御理解をいただきたい。

最後に、社会経済情勢の変化等により、本県議会として新たな課題に対応が求められる場合には、当会議で今般なされた議論と同様に、議員各位が様々な視点から自由に意見を出し合いながら、本県議会の機能強化に向けて柔軟に取り組んでいくことが必要と考えるものである。

政策提言の充実に向けた政策責任者協議会 ・特別委員会等の見直しについて（素案）

骨格は現行どおり

- ア 常設型の3特別委員会を設置し、政策提言をまとめる。
- イ 次年度の予算反映だけにこだわらない骨太の施策を2月定例会で提言する。
- ウ 政策責任者協議会は、3特別委員会の調査事件案と政策提言案の検討・調整を行う。

主な変更点

エ 特別委員会の運営の見直し

より政策提言型の質疑が交わされるよう、委員間討議を中心とした委員会運営とする。年度最初の委員会で、1年間議論するテーマや提言の方向性を検討。執行部の出席要求は、議論の展開に応じて個別に行う。

オ 特別委員会のテーマ設定

現在「まち・ひと・しごと」に対応した「防災減災・県土強靱化対策」など、広めのテーマ設定としているが、現行よりは狭くするものの年間を通して議論できる中間的なテーマ設定とする。

カ 政策責任者協議会の役割及び構成の見直し

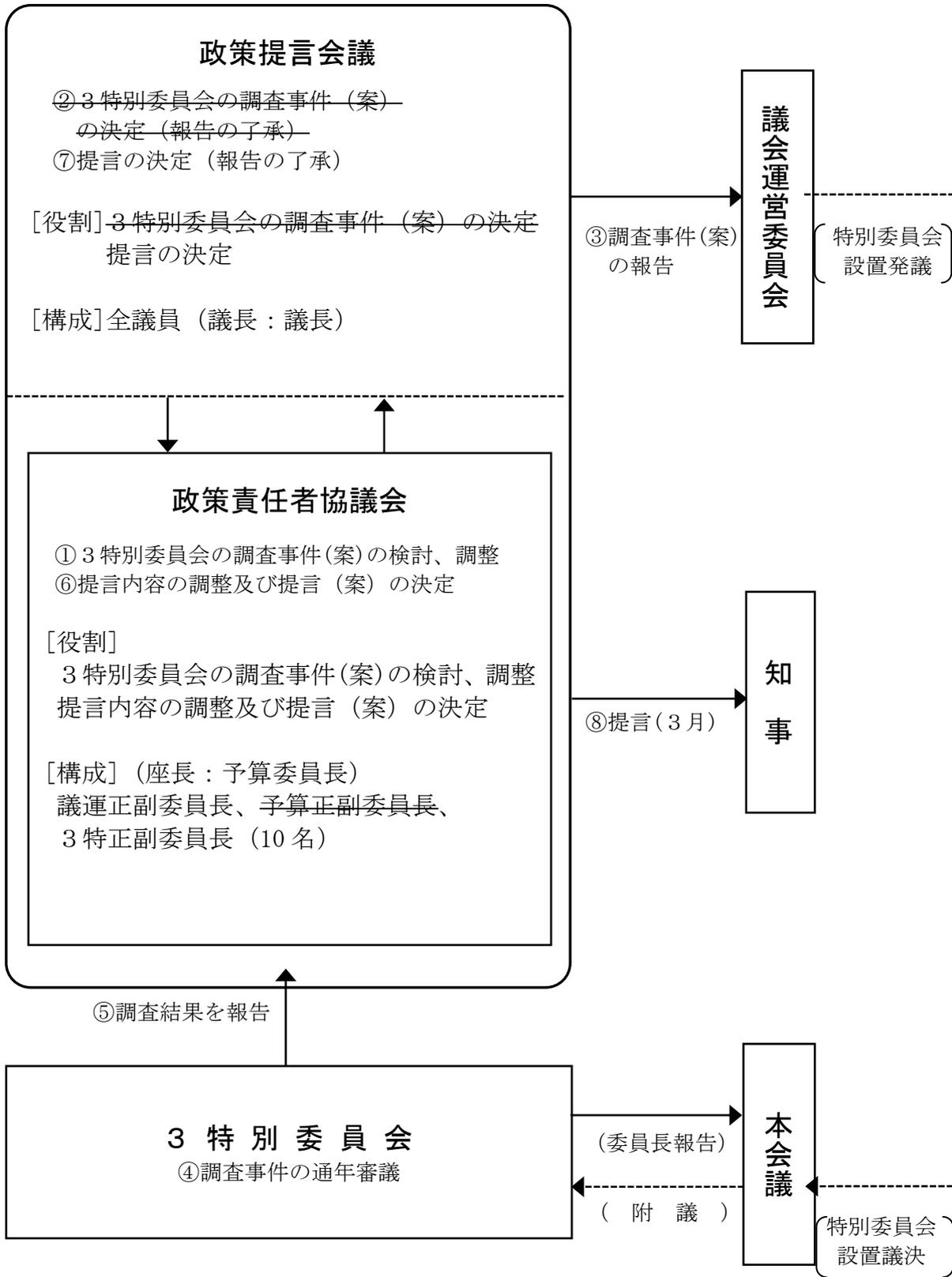
政策提言の充実に向け、府省との意見交換会や全議員対象の研修会等の企画・立案を行い、議会諸事業を政策提言に結び付ける。また、海外政策課題調査に関連して、次年度の3特別委員会の仮テーマの設定、海外調査計画の確認、報告会の設定、政策提言への反映などを行う。

会派協議会・議会運営委員会との関連性がより高まることから座長は、議会運営委員長が務め、予算委員会の正副委員長の出席は求めず、必要に応じて交渉団体の政務調査担当者の出席を求める。

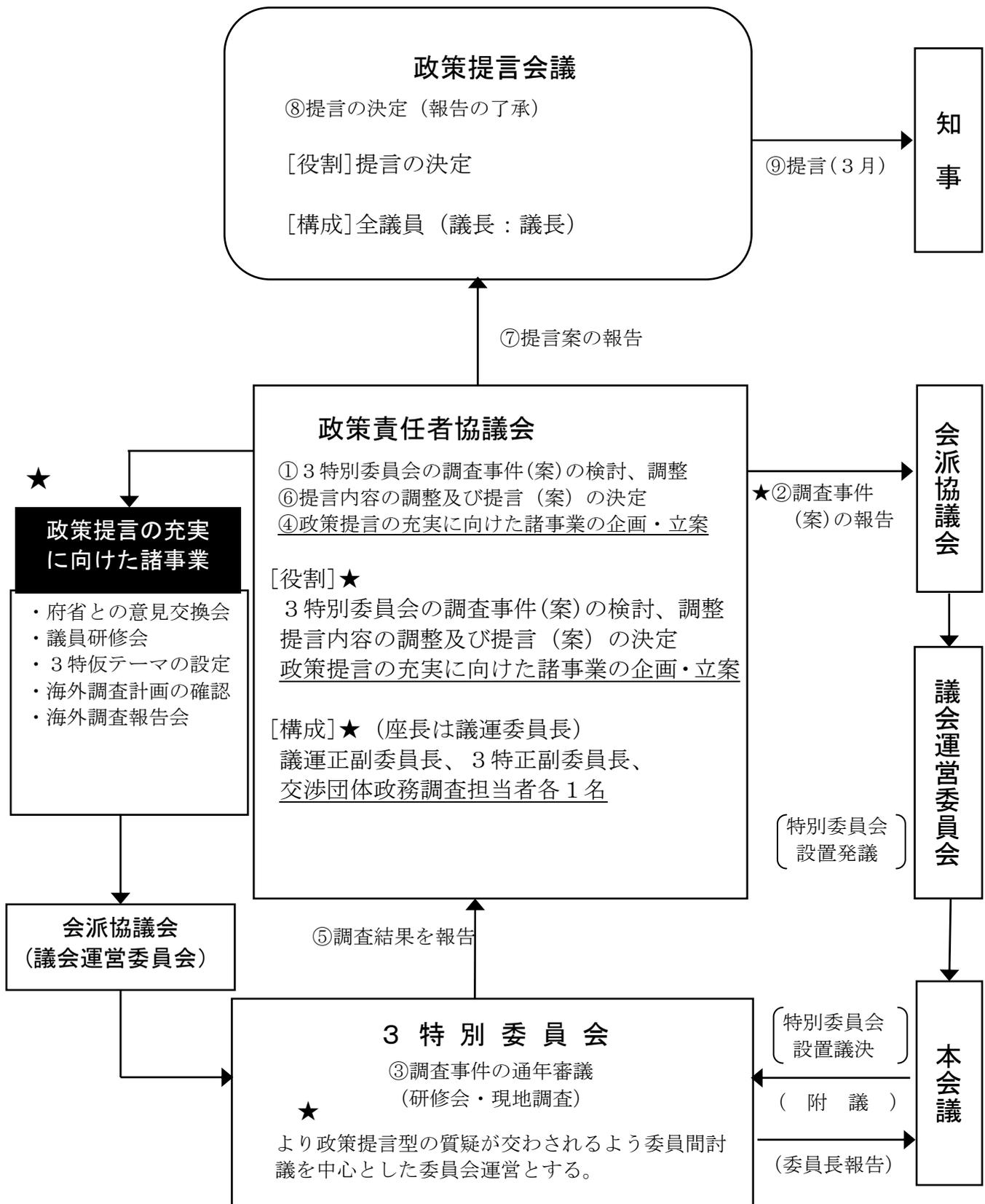
キ 提言会議の役割及び運営の見直し

現在、提言会議は、3特別委員会の調査事件案の決定と政策提言決定のため2回開催しているが、政策提言決定のための開催（1回）とする。

政策提言の枠組み（現行）



政策提言の枠組み（見直し素案）



★印は変更点

3 特別委員会に係るテーマ設定の具体的イメージ

広義テーマ

(現行) 「まち・ひと・しごと」に対応

例：防災減災・県土強靱化対策、子ども育成・若者定着支援対策、
産業振興・人材活用対策

中間テーマ

(考え方)

現行よりは狭くするものの、議論が続かなくなるような
テーマ範囲は避ける。

4月に1年間議論するテーマ、提言の方向性を検討。

例：スポーツ振興、交通対策、環境エネルギー対策、
少子化対策、多文化共生推進

狭義テーマ

例：再生可能エネルギー対策(H25)
再生可能エネルギー導入対策(H26)
中小企業振興対策(H25)

◎スポーツ振興対策特別委員会

- ・生涯スポーツに関する事
- ・学校スポーツに関する事
- ・スポーツの競技力向上に関する事
- ・スポーツを通じた地域の活性化に関する事
- ・スポーツ環境の整備に関する事

◎交通対策特別委員会

- ・道路ネットワークに関する事
- ・鉄道網に関する事
- ・航空路線に関する事
- ・海上航路に関する事
- ・地域交通に関する事

本県における政策提言の実績

| 年 度 | 提 言 内 容 |
|------|---|
| 13年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用の確保と産業の活性化対策 ○ 「美しい山形」地域づくり県民運動の促進 ○ 安全で安心な県民生活基盤の充実 |
| 14年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県経済の発展を支える産業構造の確立と新分野進出や起業の促進による雇用の創出 ○ 東北中央自動車道及び日本海沿岸東北自動車道の早期完成に向けた取り組みの強化 ○ 新板谷トンネル等の整備による山形新幹線の高速化の推進 ○ 県内高等教育機能の充実と独立行政法人化に向けた山形大学との連携の強化 |
| 15年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全・安心の徹底と雇用の創出に向けた『山形県農業』の確立 ○ 子育て支援No.1の山形県の確立 ○ 南東北の広域連携の推進 |
| 16年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 南東北歴史文化街道の創出をはじめとする観光の振興 ○ 若者定着推進のための総合的な施策の展開 |
| 17年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 隣接県との連携による広域交流の推進 ○ やまがたの未来を担う青少年の国際交流活動の推進 |
| 18年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民参加による安全・安心で活力に満ちた社会の形成 施策1 地域社会における防犯機能の再構築 施策2 安全安心で子どもを産み育てやすい環境づくり 施策3 安心して、住まい、集える、賑わいあふれるまちづくりの推進と人材育成 |
| 20年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 産業振興施策の総合的な推進 |
| 21年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 山形の資源を活用した地域経済の活性化の促進 |
| 22年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本県産業経済の活性化を目指した海外戦略 |
| 23年度 | <ul style="list-style-type: none"> ※東日本大震災特別委員会による政策提言として実施 |
| 24年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災の教訓・課題を踏まえたエネルギー政策及び防災対策について ○ 産業の振興による雇用創出について ○ 人口減少社会への対応について |
| 25年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災踏まえた再生可能エネルギーの導入及び大規模災害への備えの強化について ○ 中小企業の振興による地域経済の活性化について ○ 子ども・若者が希望を持てる地域社会の実現と人口減少社会に向けた対応策の強化について |
| 26年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 再生可能エネルギーの着実な導入拡大と省エネルギーの推進 ○ やまがたの産業を牽引する中小企業の振興 ○ 子どもや若者の成長を社会全体で支えるための環境整備 |
| 27年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の活力を創出する産業振興策の強化 ○ 若者の県内定着・移住支援の充実と山形の未来を担う人材の育成 ○ 健康で安心した生活を支える医療・福祉・子育て支援の充実 ○ 安全・安心を確保する防災・防犯対策と交通安全対策の強化 |
| 28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来を担う子どもの健全育成のための支援対策の充実 ○ 強靱な県土・犯罪のない県づくりのための安全・安心対策の強化 ○ 豊かな県民生活を実現するための産業振興対策の推進 |
| 29年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 将来を担う子ども・若者を育成するための支援対策の充実 ○ 安全で活力ある社会を実現するための県土強靱化・危機管理対策の推進 ○ 力強い経済発展を推進するための産業振興・雇用対策の強化 |
| 30年度 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 未来を担う人材の育成と若者の県内定着・回帰に向けた対策の推進 ○ 県民の生命を守り持続的な成長を実現する県土強靱化・安全安心対策の推進 ○ 経済のグローバル化や人口減少社会に対応した産業振興・雇用対策の推進 |

本県における特別委員会の設置状況（予算・決算特別委員会を除く）

（平成19年5月21日～）

| | | | | |
|-----|---|--|--|--|
| H19 | ● 19. 5. 21 行財政改革・危機管理 対策 | ● 19. 5. 21 景気・雇用対策 | ● 19. 5. 21 少子・高齢化対策 | |
| 20 | | | | |
| 21 | | | | |
| 22 | ● 23. 4. 29 | ● 23. 4. 29 | ● 23. 4. 29 | ● 22. 3. 18 山形県議会定数等検討 ● 22. 9. 21 |
| H23 | ● 23. 5. 23 行財政改革・危機管理 対策 ● 24. 3. 15 | ● 23. 5. 23 景気・雇用対策 ● 24. 3. 15 | ● 23. 5. 23 少子・高齢化対策 ● 24. 3. 15 | ● 23. 5. 23 東日本大震災対策 ● 24. 3. 15 |
| 24 | ● 24. 3. 16 エネルギー・危機管理 対策 ● 25. 3. 18 | ● 24. 3. 16 産業振興・雇用創出対 策 ● 25. 3. 18 | ● 24. 3. 16 人口減少社会対策 ● 25. 3. 18 | |
| 25 | ● 25. 3. 19 再生可能エネルギー 政策 ● 26. 3. 18 | ● 25. 3. 19 中小企業振興対策 ● 26. 3. 18 | ● 25. 3. 19 子ども・若者政策 ● 26. 3. 18 | ● 25. 3. 19 山形県議会定数等検討 ● 26. 3. 18 |
| 26 | ● 26. 3. 19 再生可能エネルギー 導入促進対策 ● 27. 3. 16 | ● 26. 3. 19 中小企業経営力強 化・人材育成対策 ● 27. 3. 16 | ● 26. 3. 19 子ども育成・若者支援 対策 ● 27. 3. 16 | |
| H27 | ● 27. 5. 20 安全・安心な暮らし 対策 ● 28. 3. 16 | ● 27. 5. 20 産業振興対策 ● 28. 3. 16 | ● 27. 5. 20 人材育成対策 ● 28. 3. 16 | ● 27. 9. 30 山形県議会定数等検討 |
| 28 | ● 28. 3. 17 安全・安心対策 ● 29. 3. 16 | ● 28. 3. 17 産業振興対策 ● 29. 3. 16 | ● 28. 3. 17 子ども支援対策 ● 29. 3. 16 | |
| 29 | ● 29. 3. 17 県土強靱化・危機管理 対策 ● 30. 3. 15 | ● 29. 3. 17 産業振興・雇用対策 ● 30. 3. 15 | ● 29. 3. 17 子ども・若者支援対策 ● 30. 3. 15 | ● 29. 7. 7 |
| 30 | ● 30. 3. 16 県土強靱化・安全安心 対策 ● 31. 3. 13 | ● 30. 3. 16 産業振興対策・働き方 改革 ● 31. 3. 13 | ● 30. 3. 16 未来を担う人材育成 対策 ● 31. 3. 13 | |
| R1 | ● 1. 5. 27 防災減災・県土強靱化 対策 | ● 1. 5. 27 産業振興・人材活用対 策 | ● 1. 5. 27 子ども育成・若者定着 支援対策 | |

都道府県議会の特別委員会の設置形態について

令和元年7月1日現在

| 設置形態 | | 都道府県数 | 都道府県名 |
|------|--|-------|--|
| A | 常設型 (議員は一つの委員会に所属) | 25 | 青森、山形、福島、神奈川、群馬、新潟、愛知、岐阜、富山、石川、京都、奈良、和歌山、滋賀、広島、岡山、島根、香川、徳島、愛媛、福岡、佐賀、長崎、宮崎、沖縄 |
| B | 常設型 +個別課題・提案型 (議員は複数の委員会に所属) | 5 | 北海道、岩手、宮城、埼玉、熊本 |
| C | 個別課題・提案型 (委員会数1~2) | 7 | 東京、茨城、山梨、三重、静岡、大阪、鹿児島 |
| 合計 | | 37 | |

※ 現時点で特別委員会の設置なし 10県

秋田、千葉、栃木、長野、福井、兵庫、鳥取、山口、高知、大分

都道府県議会 特別委員会設置状況一覧

(令和元年7月1日現在)

| 都道府県 | 特別委員会名 | 委員会数 |
|--|--|------|
| 北海道 | 産炭地域振興・エネルギー問題調査(17),北方領土対策(17),新幹線・総合交通体系対策(16),人口減少問題・地方分権改革等調査(16),少子・高齢社会対策(16),食と観光対策(16), 北海道地方路線問題調査(16) | 7 |
| | 新幹線・鉄道問題対策(23),原子力・エネルギー対策(23) | 2 |
| | 東日本大震災津波復興(47),産業振興・働き方改革調査(11),人口減少・子育て支援調査(12),防災・減災対策調査(12),出資法人等調査(11) | 5 |
| | | |
| | 大震災復興調査(15),スポーツ振興調査(10),産業人材確保対策調査(10),総合観光戦略調査(10),障がい児・者福祉調査(9) | 5 |
| 山形 | 子ども育成・若者定着支援対策(9),防災減災・県土強靱化対策(9),産業振興・人材活用対策(9) | 3 |
| | 避難地域等復興・創生対策(13),健康・文化スポーツ振興対策(13),交流人口拡大・過疎地域等振興対策(13) | 3 |
| 関東 | オリンピック・パラリンピック及びラグビーワールドカップ推進対策(23) | 1 |
| | かながわグランドデザイン調査(16),ともに生きる社会かながわ推進(13),コミュニティ再生(13),社会問題・安全安心推進(13),経済・産業振興(13) | 5 |
| | | |
| | 産業の育成・振興に関する調査(15) | 1 |
| | | |
| | 自然再生・循環社会対策(13),地方創生・行財政改革(13),公社事業対策(13),少子・高齢福祉社会対策(13),経済・雇用対策(13),危機管理・大規模災害対策(13),人材育成・文化・スポーツ振興(13), 県庁舎建替え等検討(14) | 8 |
| | 防災・減災対策(12),外国人との共生に関する(12),まちづくり戦略(12) | 3 |
| | 指定管理施設・出資法人調査(10) | 1 |
| | | |
| | 人口減少問題対策(17),新総合交通・防災対策(17),県民所得アップ対策(17) | 3 |
| 東海 | 行財政改革・地方創生調査(15),産業イノベーション推進(14),安全・安心対策(14),人づくり・福祉対策(14),アジア競技大会調査(14) | 5 |
| | 外国人労働者支援調査(9) | 1 |
| | 多文化共生推進(10),子ども健全育成推進(10) | 2 |
| | 社会基盤整備・防災対策(10),少子高齢化社会の安心対策(10),産業競争力強化対策(11),魅力度向上対策(11) | 4 |
| | 産業振興(14),人口減少問題(13),総合交通・県土強靱化(13) | 3 |
| | 地方創生・新幹線対策(14),観光・文化スポーツ・海外対策(15),災害・県土強靱化対策(14) | 3 |
| | | |
| 畿内 | 持続可能な地域社会に関する(12),子育て環境の充実に関する(12),産業の担い手の確保・育成に関する(12),新産業創造(11),文化・スポーツ振興対策(11) | 5 |
| | 2025年大阪・関西万博推進(10) | 1 |
| | 観光振興対策(8),南部・東部地域振興対策(9),少子化対策・女性の活躍促進(9),総合防災対策(8),地域公共交通対策等(8) | 5 |
| | 防災・国土強靱化対策(11),人権・少子高齢化問題等対策(10),行政改革・基本計画等に関する(10),半島振興・地方創生対策(11) | 4 |
| | 琵琶湖対策(11),地方創生・しがブランド推進対策(10),行財政・働き方改革(10),国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会対策(10) | 4 |
| 中国 | 地方創生・行財政対策(12),子供の未来応援・少子化対策(10),地域魅力向上・健康を支える社会基盤強化対策(10),国際平和・観光振興対策(10),産業競争力強化・外国人材受入対策(10),創造的復興・県土強靱化対策(10) | 6 |
| | 総合計画・行財政改革(11),地域振興(10),防災・環境対策・スポーツ振興(10),教育再生・子ども応援(10) | 4 |
| | | |
| | 地方創生・行財政改革調査(18),中山間地域・離島振興(18) | 2 |
| 四国 | 総合防災対策(10),少子化対策(10),県立体育館整備等(11),地域活力向上対策(10) | 4 |
| | 地方創生対策(9),次世代人材育成・少子高齢化対策(10),防災対策(9),環境対策(9) | 4 |
| | 地方創生・産業振興対策(11),防災減災・エネルギー対策(11),少子高齢化・人口減少対策(12),えひめICT未来創造(12) | 4 |
| 九州 | 空港・交通等調査(14),子育て支援・人材育成調査(15),環境保全・再生可能エネルギー等調査(14),国際化・多文化共生社会調査(14),広域・先端行政調査(14),スポーツ立県調査(14) | 6 |
| | | |
| | 佐賀空港・新幹線問題等(12),有明玄海・原子力安全対策等(12),スポーツ振興対策等(12) | 3 |
| | 離島・半島地域振興(10),IR・観光振興等対策(10),九州新幹線西九州ルート・交通対策(10) | 3 |
| | 産業人材育成・外国人雇用対策(12),人口減少・地域活性化対策(12),情報化推進対策(11) | 3 |
| | 高速交通ネットワーク整備推進(16),有明海・八代海再生(16),地域対策(16), 国際スポーツ大会推進(12) | 4 |
| | 海外経済交流促進等(13) | 1 |
| 米軍基地関係(13),公共交通ネットワーク(13),子どもの未来応援(13) | 3 | |
| 合計 | | 131 |

(注) ()内は定数

委員会数は、予算、決算を除く

令和元年9月30日

議会運営委員会

委員長 奥 山 誠 治 殿

山形県議会機能強化推進会議

座 長 森 田 廣

山形県議会機能強化推進会議における検討結果（中間報告）について

この度、当会議において、下記事項について検討結果をとりまとめましたので、報告いたします。

なお、執行部から対応可能案（たたき台）の提出がありましたので、これを見直し案としたうえで具体的な実施時期等について、執行部との正式な協議を行っていただくようお願いいたします。

記

○ 中間報告事項 議案調査期間の確保に向けた見直しについて（決算を除く）

定例会の一週間前に開催される議会運営委員会において、提出を予定している全議案の案件名を記載した資料を提供するよう執行部に依頼する。

現 状：定例会提出案件（予定）の件数のみを記載

見直し案：上記に加え、予定されている全議案の案件名を記載

（別添のとおり）

見直し案

〔定例会の一週間前議運における総務部長報告〕

令和元年6月定例会提出案件（予定）

- | | |
|--|------------|
| 1 予算案件 | 1件 |
| 議第110号 令和元年度山形県一般会計補正予算（第1号） 〔 一般会計補正予算 補正総額 1,660百万円 補正後累計 614,758百万円 〕 | |
| 2 条例案件 | 10件 |
| 議第111号 山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第112号 山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第113号 山形県手数料条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第114号 山形県県税条例等の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第115号 山形県過疎地域自立促進県税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第116号 山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第117号 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第118号 山形県民生委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第119号 山形県空港管理条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 議第120号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例の制定について | |
| 3 契約案件 | 7件 |
| 議第121号 山形駅西口拠点施設（仮称）新築（建築）工事請負契約の一部変更について | |
| 議第122号 山形駅西口拠点施設（仮称）新築（電気設備）工事請負契約の一部変更について | |
| 議第123号 山形駅西口拠点施設（仮称）新築（空調設備）工事請負契約の一部変更について | |
| 議第124号 山形駅西口拠点施設（仮称）新築（舞台機構設備）工事請負契約の一部変更について | |
| 議第125号 山形駅西口拠点施設（仮称）新築（木質系内装）工事請負契約の一部変更について | |
| 議第126号 主要地方道長井白鷹線道路改築事業荒砥橋架替（床板製作・架設）工事請負契約の締結について | |
| 議第127号 ダム整備事業最上小国川流水型ダム堤体工事請負契約の一部変更について | |

| | | |
|----------|--------------------------------------|------------|
| 4 | 財産取得案件 | 4件 |
| | 議第128号 電磁環境両立性測定システムの取得について | |
| | 議第129号 X線CT装置の取得について | |
| | 議第130号 表面分析装置の取得について | |
| | 議第131号 化学消防車の取得について | |
| 5 | 財産処分案件 | 1件 |
| | 議第132号 一般国道13号新庄金山道路工事用地の処分について | |
| 6 | その他案件 | 1件 |
| | 議第133号 警察車両に対する器物損壊に係る損害賠償の訴えの提起について | |
| 7 | 人事案件 | 3件 |
| | 議第134号 山形県公安委員会委員の任命について | |
| | 議第135号 山形県監査委員の選任について | |
| | 議第136号 山形県人事委員会委員の選任について | |
| | 合 計 | 27件 |

令和元年度山形県議会地域議員協議会開催要綱

1 目的

各地域における行政課題や施策展開に係る幅広い調査・審議及び提言を通じ、総合支庁における施策・事業への反映を図る。

2 協議会の設置

協議会は次の表の右欄の地域ごとに設置するものとし、その名称は同表の左欄のとおりとする。

| 名 称 | 所 管 地 域 |
|----------------|-----------------------|
| 東南村山地域議員協議会 | 村山総合支庁管内（うち東南村山地域） |
| 西村山・北村山地域議員協議会 | 村山総合支庁管内（うち西村山、北村山地域） |
| 最上地域議員協議会 | 最上総合支庁管内 |
| 置賜地域議員協議会 | 置賜総合支庁管内 |
| 庄内地域議員協議会 | 庄内総合支庁管内 |

3 協議会の委員等

- (1) 各協議会は、当該地域に選出選挙区があるすべての議員を委員として構成する。
- (2) 各協議会に正副委員長を置く。
- (3) 正副委員長は構成議員の互選により選出する。
- (4) 委員長は協議会を主宰する。
- (5) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

4 開催時期及び開催場所

- (1) 年2回開催するものとする。
- (2) 時期は原則として7月及び11月とする。
- (3) 開催場所は、各総合支庁とする。

5 出席要求等

- (1) 委員長は、管内の事情や協議テーマ等に基づいて出席要求すべき者を決定し、議長に通知する。
- (2) 出席要求者は、当該地域を所管する総合支庁の支庁長、地域振興局長、部長、次長及び関係課長とする。なお、必要に応じて、管内に存する県関係機関の長（以下「公所長」という。）に出席要求することができる。
- (3) 議長は、協議会の開催日時及び開催場所を知事に対して通知する。
- (4) 議長は、第1項の通知を受け、各総合支庁長及び公所長に対して、出席要求を行うとともに、出席公所長を所管する部局長にその旨を通知する。

6 その他

- (1) 協議会は公開で行う。
- (2) 県議会事務局及び総合支庁は、協議会開催を周知し県民等の傍聴を促すため、効果的な広報に努める。
- (3) 県議会事務局長は、協議会会場の使用・設営及び協議会の運営並びに傍聴者の取扱い等総合支庁の協力が必要な事項について、総合支庁長に対して協力を要請する。
- (4) 協議会に議会書記を配置する。
- (5) その他協議会の運営については、委員会運営に係る法令等に準じて、委員長が決定する。
- (6) 各協議会は、必要に応じ分科会を設置できるものとする。
- (7) 各協議会の議事の概要を議会報に掲載するものとする。

山形県議会地域議員協議会 見直しの考え方（骨子案）

1 目的

県議会における審議に資するため、各総合支庁が実施主体となっている事業の進捗状況等を確認するとともに、各地域が抱える課題等の調査・審議を行う。

2 協議会の設置

（現行のとおり）

3 協議会の委員等

（現行のとおり）

4 開催方式

【見直しの概要（案）】

各地域で年2回、統一的に開催している協議会を以下の二つに区分する。

（1）統一開催・・・現行と同様の形で開催

- ◇ 議会運営委員会の決定により、全地域一律に同じ日に開催
- ◇ 開催時期は原則として11月・・・事業の進捗状況等を確認したうえで、各地域が抱える課題等を調査・審議
- ◇ 開催場所は各総合支庁・・・具体的な開催場所は各協議会で協議して決定
- ※ 開催に係る手続きや総合支庁への出席要求等については、現状のとおり実施

（2）地域開催・・・より一層、地域の実情や課題等に根差した協議を柔軟な形で実施

- ◇ 各協議会において地域の実情や課題等に応じた協議テーマを設定し、各総合支庁と日時や場所、出席要求職員等について調整したうえで開催
- ◇ 協議会の開催にあたっては、既存の関係会議（事業説明会、意見交換会等）と併せて実施するなど、各総合支庁の事務負担に十分配慮

5 その他

（協議会の開催に係る諸規定について、上記4の開催方式の協議結果に応じて整理のうえ記載）

山形県議会機能強化推進会議設置要綱

(目的・名称)

第1条 議会機能の強化など議長が指定する課題について、議会運営委員長が協議事項を調整するにあたり依頼する各種調査や提案等の検討を行う協議調整の場として、山形県議会機能強化推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 会議は、議長が指名する議員8人をもって構成する。
2 委員の構成については、当選回数別の偏りのないよう配慮する。
3 委員の任期は、会議が協議を終了するまでとする。

(会議)

第3条 会議に座長及び副座長を置き、会議において互選する。
2 会議は、座長が招集する。
3 座長に事故があるときは、副座長が座長の職務を行う。
4 座長は、必要があると認めるときは、会議の構成議員外の議員の出席を求めることができる。

(報告)

第4条 座長は、各種調査や提案等の検討結果をとりまとめ、結果を議会運営委員長に報告する。
2 議会運営委員長は、前項の検討結果をもとに、今後協議すべき事項について会派協議会に諮り、その結果を議長に報告する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は、会議において協議のうえ決定する。

附 則

この要綱は、令和元年7月2日から施行する。

山形県議会機能強化推進会議 委員名簿

座 長 森 田 廣 (自由民主党)

副 座 長 石 黒 覚 (県政クラブ)

委 員 佐 藤 聡 (自由民主党)

矢 吹 栄 修 (自由民主党)

小 松 伸 也 (自由民主党)

吉 村 和 武 (県政クラブ)

加 賀 正 和 (自由民主党)

野 川 政 文 (自由民主党)

令和元年 7 月 2 日
議 事 調 査 課

山形県議会機能強化推進会議の協議事項

1 政策提言に向けた政策責任者協議会、特別委員会のあり方について

- ・ 政策提言を目的とした諸事業に関する政策責任者協議会の関与や、政策責任者協議会への会派（政務調査会）の意見反映について
- ・ 特別委員会の調査事件の決定時期等について
(①任期最終年での対応、②海外政策課題調査派遣への対応)

2 議案調査期間の確保に向けた見直しについて

- ・ 議案等に関する情報提供を受けるタイミングとその内容について
(地域の意見聴取等のための実質的な調査期間の確保に向けた対応)

3 地域議員協議会の見直しについて

- ・ 総合支庁設置当時の権限（予算や地域計画）が変化した現状における、地域議員協議会の設置・開催目的などについて

山形県議会機能強化推進会議の開催経過

令和元年 7 月 2 日（火）

6 月定例会閉会日

- ・ 議会運営委員会で山形県議会機能強化推進会議の設置についての発議案を了承
- ・ 本会議で山形県議会機能強化推進会議の設置を決定

第 1 回会議

- 【協議概要】
- 1 正副座長の互選について
 - 2 協議事項について

令和元年 8 月 21 日（水）

第 2 回会議

- 【協議概要】
- 1 検討スケジュール（案）について
 - 2 政策提言に向けた政策責任者協議会、特別委員会のあり方について
 - ・ これまでの経緯、政策提言に係る論点を説明
 - 3 議案調査期間の確保のに向けた見直しについて
 - ・ 他都道府県議会の対応を確認
 - 4 地域議員協議会の見直しについて
 - ・ 総合支庁の予算や権限の見直し状況等を確認

令和元年 9 月 13 日（金）

第 3 回会議

- 【協議概要】
- 1 地域議員協議会の見直しについて
 - ・ 各地域議員協議会の委員長との意見交換、協議会の見直しに向けた協議
 - 2 政策提言に向けた政策責任者協議会、特別委員会のあり方) について
 - ・ 他都道府県議会の特別委員会の設置目的や設置数等の状況を踏まえ協議
 - 3 議案調査期間の確保のに向けた見直しについて
 - ・ 定例会提出予定案件名の定例会開会日の一週間前の議会運営委員会での報告に関する協議

[令和元年 9 月 30 日（月） 議会運営委員会正副委員長に対する中間報告]

令和元年 10 月 1 日（火）

第 4 回会議

- 【協議概要】
- 1 政策提言に向けた政策責任者協議会、特別委員会のあり方について
 - ・ 政策責任者協議会、特別委員会のあり方について協議
 - 2 議案調査期間の確保のに向けた見直しについて
 - ・ 中間報告の実施について報告、決算については継続課題とすることで了承
 - 3 地域議員協議会の見直しについて
 - ・ 協議会の見直しに向けた協議

令和元年11月6日（水） 第5回会議

- 【協議概要】
- 1 政策提言に向けた政策責任者協議会、特別委員会のあり方について
 - ・政策責任者協議会、特別委員会の見直し案の協議
 - 2 地域議員協議会の見直しについて
 - ・協議会の見直し案の協議

令和元年12月6日（金） 第6回会議

- 【協議概要】
- 1 協議事項の見直し（素案）に関する各会派での確認結果について
 - 2 検討結果報告書（素案）について

令和元年12月17日（火） 第7回会議

- 【協議概要】
- 1 検討結果報告書（最終案）について

閉会中の委員会の開催について（案）

| 委 員 会 | 日 時 |
|---------|-------------------|
| 常任委員会 | 令和2年1月22日（水）午前10時 |
| 3 特別委員会 | 令和2年1月23日（木）午前10時 |